

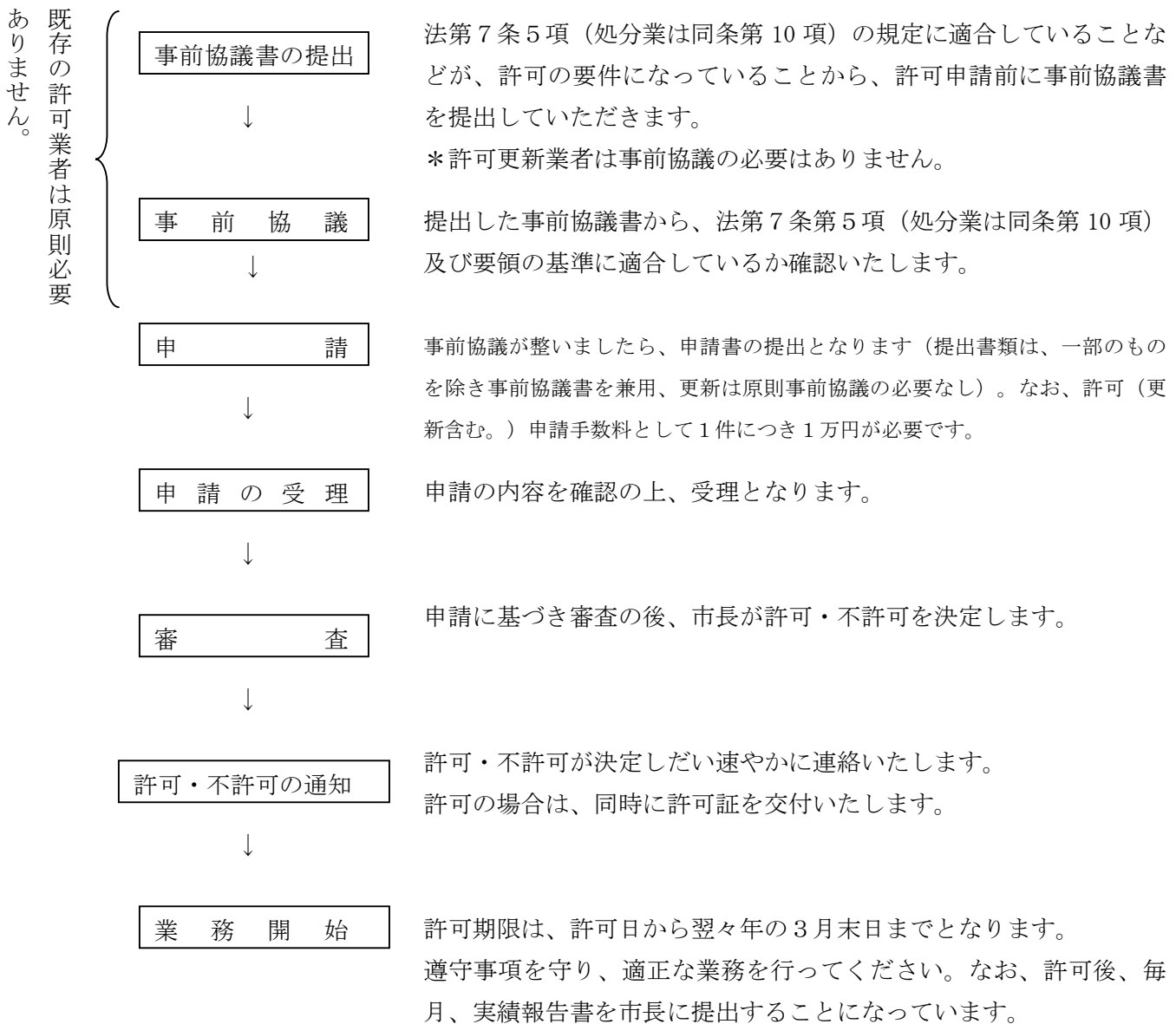
事業系ごみなどの収集・運搬業を行うための

一般廃棄物処理業の許可（更新含む。）申請について

この許可（更新含む。）申請は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第2号。以下「条例」という。）並びに浦安市一般廃棄物収集運搬業の許可基準及び許可後の遵守事項等に関する取扱要領（平成12年2月1日施行。以下「要領」という。）により規定されています。

申請に当たりましては、下記の手順により進められます。

許可（更新含む。）申請の手順



添付書類などの記載事項について

1 一般廃棄物処理業許可申請書（第10号様式）

営業所の所在地及び名称、取扱廃棄物の種類、収集・運搬又は処分の別、業務経験年数等を記入してください。

2 事業計画書（別紙2）

①収集区域②収集・運搬方法③収集・運搬予定量④一般廃棄物の運搬先及び処分方法⑤収集車両台数（車種及び積載量の内訳）⑥その他事業計画上、特記すべきものについて記入してください。

3 住民票の写し（本籍・続柄など省略されていないもの）

※ 法人にあっては、定款及び商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

4 申請者の履歴書

※ 法人にあっては、役員名簿及び履歴書

※ 履歴書は、写真を貼付するとともに、氏名の後には押印してください。

5 従業員名簿（別紙3）

①氏名②性別③生年月日④住所⑤職種（事務員・作業員・運転手等）⑥入社年月日を記載してください。

※ 役員も作業に従事している場合には記入してください。

6 従業員調書（別紙4）

① 従業員が過去に廃棄物関連の法人に勤務経験がある時はその経歴

② 従業員が持つ一般廃棄物処理に関する資格

7 一般廃棄物の処分先の処分業の許可証の写し及び受入承諾書

処分先が市の一般廃棄物処理施設であれば、一般廃棄物の処分先の処分業の許可証の写しは提出不要です。

受入承諾書は処分先から交付された原本であること（処分先の押印が必要）。

8 欠格要件に該当しない旨の誓約書（別紙5）

申請者（法人にあってはその業務を行う役員及び使用人を含む。）が法第7条第5項第4号に該当しない旨を記載した誓約書

9 住民税の納税証明書の写し

※ 法人にあっては、法人市民税の証明書、また、前年度の決算書も提出してください。

- 10 本市以外で既に収集運搬業（一般廃棄物又は産業廃棄物）の許可を受けている場合はその写し
- 11 一般廃棄物収集運搬業に関する講習会等の終了証の写し
- 12 印鑑証明書
- 13 収集運搬車両一覧表（別紙6）
①車種②車両登録番号③初年度登録年月日④車検有効年月日⑤最大積載量を記載してください。
- 14 収集運搬車両の自動車検査証の写し
※ 未購入の場合は、購入予定のカタログ及び購入契約を証する書類（購入後直ちに自動車検査証の写しと写真を提出してください。）
- 15 収集運搬車両の写真
※ 形状、登録番号が確認できるもので、1台ごとに前右斜めと後ろ右斜めから撮影したカラー写真であること。
- 16 収集運搬車両が他人所有の場合は所有者との契約の写し
- 17 車庫等の所在地及び付近の見取図（別紙7）
目標となる建物等を記載し、詳細に記載すること。
- 18 事業所及び収集運搬車両保管場所の配置図・案内図及び袖手台数を明らかにする平面図（別紙8）
※ 事業所や車両の保管場所の配置図などは詳細に記載してください。
- 19 事業所及び収集運搬車両の保管場所の所有権又は使用権原を証する書面
※ 事業所及び車両の保管場所の所有者との契約書の写し
- 20 その他市長が必要と認める書類
焼却炉を保有している場合には仕様書（処理能力等）、検査関係書類、施設の写真及び最終処分先（焼却残渣等）

正副各1部を作成し、提出してください

（各々フラットファイル等にて提出してください。）